

政策学習会を開催

2017年9月21日（木）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、政策学習会を開催しました。

冒頭、小林会長の主催者挨拶・長坂隆司和歌山県議会議員（連合和歌山地方議員団会議代表）の来賓挨拶があり、その後、連合本部総合労働局労働法制対策局の黒田正和局長に御講演いただきました。

講演は『「働き方改革実行計画」と今後の動き』と題し、

- I. 「働き方改革実行計画」について
- II. いわゆる「同一労働同一賃金」の実現について
- III. 長時間労働の是正について

について説明いただきました。

次に野口宗宏政策局長から連合和歌山「2018年度政策・制度要求と提言」について、それぞれの要求項目について説明がありました。この「2018年度政策・制度要求と提言」については、11月6日に県へ申し入れを行うこととしています。

この学習会に構成組合員・地方議員団会議から69人（女4人、男65人）が参加しました。



▲学習会の様子

青年委員会「食育体験学習会」を開催

2017年9月30日（土）和歌山市「東部コミュニティセンター」において、青年委員会「食育体験学習会」を開催しました。

この学習会は、「食」に関する意識を高め、情報を正しく理解し、望ましい食生活を実践することを目的に今回はじめて開催したものです。

講師に大前洋子さん（わかやま食育応援隊）を迎え、食育についての学習会や調理実習を行いました。

“生”をいただく大切さや、食材の下処理の手順等、普通の料理教室では体験できないことを学ぶことができました。

この学習会に20人（女8人、男11人、子ども1人）が参加しました。



▲調理の様子

「連合和歌山の森」下草刈りを実施

2017年10月1日(日)日高川町「連合和歌山の森」において、下草刈りを実施しました。

冒頭、小林会長の主催者挨拶・紀中森林組合の今北善美代表理事専務の来賓挨拶があり、同じく紀中森林組合の高井基行さんから作業方法について説明いただきました。

その後、参加者は急斜面を登り、紀中森林組合の方の指導のもと、汗を流しながら約1時間、下草刈りの作業に励みました。



▲下草刈りの様子

この下草刈りに44人(男39人、女2人、子ども3人)が参加しました。

連合和歌山「決起集会」を開催

2017年10月6日(金)和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、決起集会を開催しました。

この決起集会は連合が目指す「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて開催したものです。

冒頭、小林会長から主催者挨拶があり、

①和歌山1区立候補予定者 岸本 周平氏

②和歌山2区立候補予定者 坂田 隆徳氏

③民進党和歌山県連幹事長 浦口 高典氏

からそれぞれ挨拶をいただきました。

最後に池田副会長のガンパロウ三唱で決起集会を終えました。

この決起集会に約200人が参加しました。



▲挨拶する小林会長



▲1区候補予定者 きしもと しゅうへい 岸本 周平氏



▲2区候補予定者 さかた たかのり 坂田 隆徳氏

最低賃金を

知っていますか？

なんでも！

クラシノ
ソゴアケ
応援団！

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。



法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。

今すぐチェック！
あなたの街の最低賃金

“キーワード”で読み解く最低賃金

2017年 10月1日から **和歌山県** の

地域別 **最低賃金** は

777 時給 円

深夜勤務の場合 **25%加算**

午後10時～午前5時に勤務する場合

971 時給 円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください。

2017年
10月1日から

777 時給 円



最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されています。



会社にはこの額以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

派遣先

割増 いろいろ



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。



例えば深夜勤務の場合には、割増賃金が適用されているか、要チェックです。

おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



いこうよ れんごうに
0120-154-052



日本労働組合総連合会和歌山県連合会(連合和歌山)

<http://www.rengo-wakayama.jp/>

連合和歌山



あなたの給料は、最低賃金を

クリアしていますか？

以下を参考に、あなたの給料をチェックしてみましょう！

STEP 1

確認



給料のうち、対象となる項目を「確認」してみましょう！

最低賃金との比較対象になるのは、
基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。



対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く



対象
ではない

- ボーナス
- 残業代
- 精皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当
- その他臨時の手当

STEP 2

比較



1時間あたりの金額に変換し、
実際に「比較」してみましょう！



右の計算式で
算出した金額と
最低賃金額を
比較します。

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給 の人 時給額 そのままでOK！

日給 の人 日給額 ÷ 1日の所定労働時間

週給 の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給 の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給 の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP 3

相談



自分の給料が最低賃金より
低かったら、「相談」してみましょう！

お勤め先に労働組合があれば...

- ▶ 組合から経営者に申し入れをしましょう。

労働組合がなければ...

- ▶ 連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。

お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金をクリアしているかな?」「おかしいかな?どうかな?」と思ったら

「なんでも労働相談ダイヤル」へ
お気軽にご相談ください！



いこうよ れんごうに
0120-154-052



日本労働組合総連合会(連合)

連合

